

猟場には、仕事やレジャーなどいろいろな目的を持った人がいます。網猟、わな猟、銃猟を問わず狩猟を行うときは、周囲の安全を充分確認してください。

1 出猟報告について
三重県では、狩猟者登録証の裏面の捕獲報告への記入に代えて出猟報告書の提出をお願いしています。別添の「出猟報告書」に出猟・捕獲状況を正しく記入し、狩猟者登録証の返納の際にあわせてご提出ください。

三重県内には、9箇所の指定弾薬禁止区域(鉛製散弾の使用禁止)を指定しています。これらの指定地域内では鉛製以外の散弾を使用してください。

また、指定地域以外におきましても、散弾をはじめ、スラッグ弾及びライフル弾には、鉛を使用しないものや鉛破片の生じにくいものがありますので、非鉛製弾への積極的な切り替えをお願いします。

3 囲いわたの使用について
農業者又は林業者が事業に対する被害を防止する目的以外で囲いわたを設置する場合は、わな猟免許及びその狩猟者登録を受ける必要があります。

4 鳥類の標識(足環)の回収報告について
渡り鳥の生態を調査するために、世界各地で鳥に足環を付けて放鳥しています。
このような標識(足環)のついた鳥類の捕獲等をしたときは、お手数ではありますが、捕獲等の日時、場所(メッシュ番号)、鳥の種類、捕獲等した時の状況を記し、標識(足環)とともに最寄りの三重県の鳥獣行政機関(当図面の表面上部に表示)までお送り又はご送付をお願いします。

5 カメ類の狩猟の自粛について
今年度中令和 9 年 1 月 10 日(日)を中心とした前後一週間、ガンカメ類の生息調査が実施されます。この調査はガンカメ類等の生息状況を把握し、狩猟の適正化を図るための指標となる重要な調査として、全国で一斉に実施されますので、この趣向をご理解下さい。カメ類の狩猟の自粛についてご協力をお願いします。また、ヒシゴメ、ハシゴロメ及びクロゴメについては、これまでの「ガンカメ類の生息調査」の結果より、生息数が少ない状況にあることから、狩猟期間中は、これら 3 種の狩猟の自粛をお願いします。

6 国有林に入林するときは
国有林野・官行造林地に入林するときは、**森林管理署に入林手続き**を行ってください。

・手続先…三重森林管理署
(〒519-0116 亀山市本町1丁目7-13 TEL 0595-82-0069)

位置図

0 100 km

東京都

千葉県

埼玉県

神奈川県

山梨県

長野県

新潟県

富山県

石川県

福井県

岐阜県

愛知県

三重県

滋賀県

京都府

大阪府

和歌山県

奈良県

徳島県

香川県

高松市

愛媛県

高知県

福岡県

佐賀県

大分県

熊本県

鹿児島県

沖縄県

太平洋

国有林野・官行造林地（内の区域）に入林して狩猟をする場合は、森林管理署で入林手続きを行ってください。

近畿自然歩道・熊野古道は多くのハイカーが利用しています。歩道上で狩猟行為をしないことはもちろん、その周辺での狩猟には充分注意しましょう。

凡		例	
	指定区域		鳥獸保護区特別保護区域
	（指定）保護区域		鳥 獣 保 護 区
	主要地方道		休 眠 区
	一般地方道		特定猟具使用禁止区域(鹿)
	有 料 道 路		指定遊歩禁止区域 (無許可者の遊歩禁止)
	計 画 道 路		指定公園遊歩禁止区域 (無許可者の遊歩禁止)
	未利用(道)交通不箇所		国有林野、官立公園等
	陸 道		オリエンテーリング コース
	橋 梁		東海、近畿自然歩道
	府 県 庁		熊 野 古 道
	市 役 所		
	町 役 場		
	県 界		
	市 界		
	町 界		
	私有林		
	三角点・独立標高点		

1 : 120,000

[illegible]